

岩手県告示第649号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第109条の共済責任期間の開始日が平成24年9月24日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成24年9月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区の名称	区 域	漁業の区分	加入区の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		
大槌町加入区	<u>大槌町漁業協同組合の</u> 地区	[略]	大槌町加入区	<u>新おおつち漁業協同組</u> 合の地区	[略]
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。